

Japan Focus

企業年金の現状とリスク分担型 DB（仮称）の創設

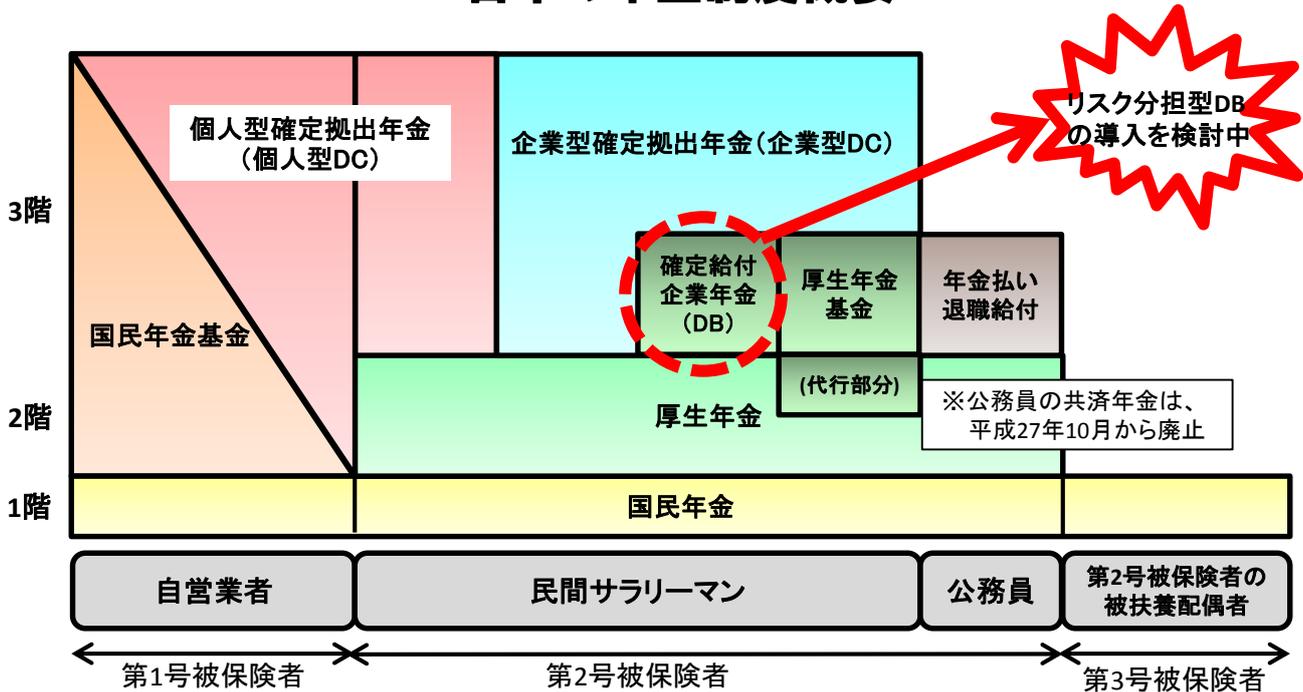
2015/10/30

平成 27 年 9 月 11 日に厚生労働省は、第 16 回社会保障審議会企業年金部会を開催した。その中で、新たな確定給付企業年金（DB）の仕組みである、リスク分担型 DB（仮称）の概要が提示された。解散が加速している厚生年金基金を除くと企業年金は現在、確定給付企業年金（DB）と企業型確定拠出年金（企業型 DC）の 2 つの制度が存在する。年金の運用リスクを、確定給付企業年金（DB）は企業、企業型確定拠出年金（企業型 DC）は従業員が負う制度であるが、リスク分担型 DB（仮称）は運用リスクを、企業・従業員の双方が分担して負うことに特徴がある。本レポートでは、現在の日本の企業年金制度とリスク分担型 DB（仮称）について述べたい。

現在の企業年金制度—確定給付企業年金（DB）と企業型確定拠出年金（企業型 DC）

現在の日本の年金制度は以下の図のようにになっている。今回仕組みが提示されたリスク分担型 DB（仮称）は、確定給付企業年金（DB）に中の新たな給付設計方法という位置づけになる。

日本の年金制度概要



この図の中で、企業年金に分類されるのは厚生年金基金、確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（企業型 DC）である。図では割愛したが、民間の保険会社等で加入する個人年金商品は 4 階部分に位置づけられる。

厚生年金基金は、AIJ 投資顧問による年金詐欺事件がきっかけで、平成 26 年 4 月に改正された厚生年金保険法によって、新設が認められなくなった。また、運営基準も厳格化されたため、財政が悪化している基金の解散・代行返上が進み、平成 26 年 3 月末時点で 531 あった基金数が平成 27 年 9 月末時点で 377 にまで減って

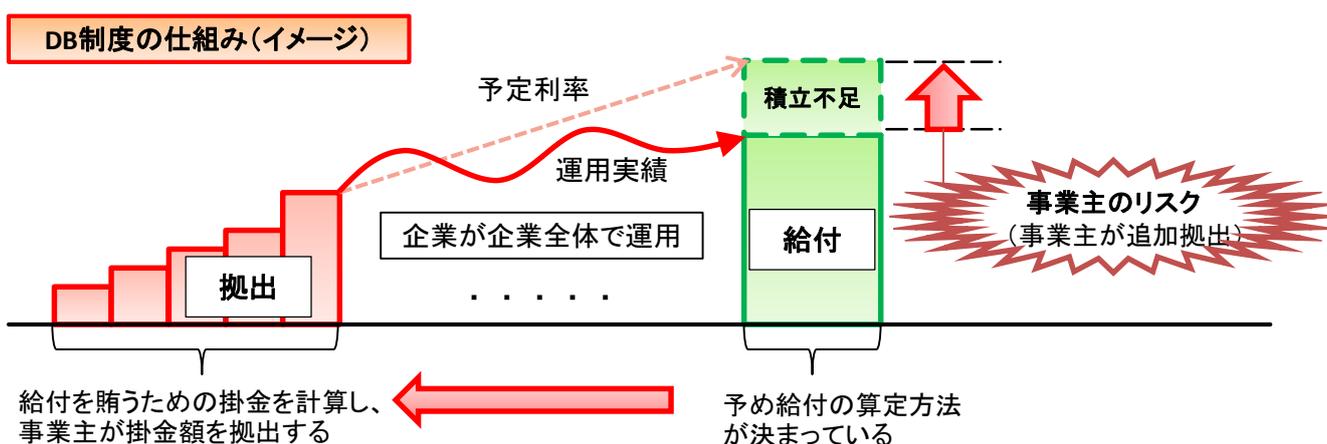
いる。現存する 377 の基金のうち、解散か代行返上を内諾している基金は 336 となっており、基金の減少が加速している。また、厚生労働省が平成 27 年 3 月に行った調査によると、その時点で解散か代行返上を内諾していない 61 基金のうち、存続予定の基金は 20 となっている。企業年金の今後の主流は、確定給付企業年金 (DB) と企業型確定拠出年金 (企業型 DC) になっていくであろう。

確定給付企業年金 (DB) と企業型確定拠出年金 (企業型 DC) の差異 (以下の図を参照) のうち、最も大きな部分は年金の給付額と拠出額 (掛金) についての考え方である。

確定給付企業年金(DB)と企業型確定拠出年金(企業型DC)との比較

	確定給付企業年金 (DB)	企業型確定拠出年金 (企業型 DC)
年金の給付額	予め確定させる	運用実績によって変動する
拠出額 (掛金)	給付額を確定させた後に決定する	予め決定する
運用リスク	企業が負う	加入者が負う
支払事由	退職	年齢 (60 歳)
運用・管理	企業が全従業員を一括して行う	加入者毎に分けて行う

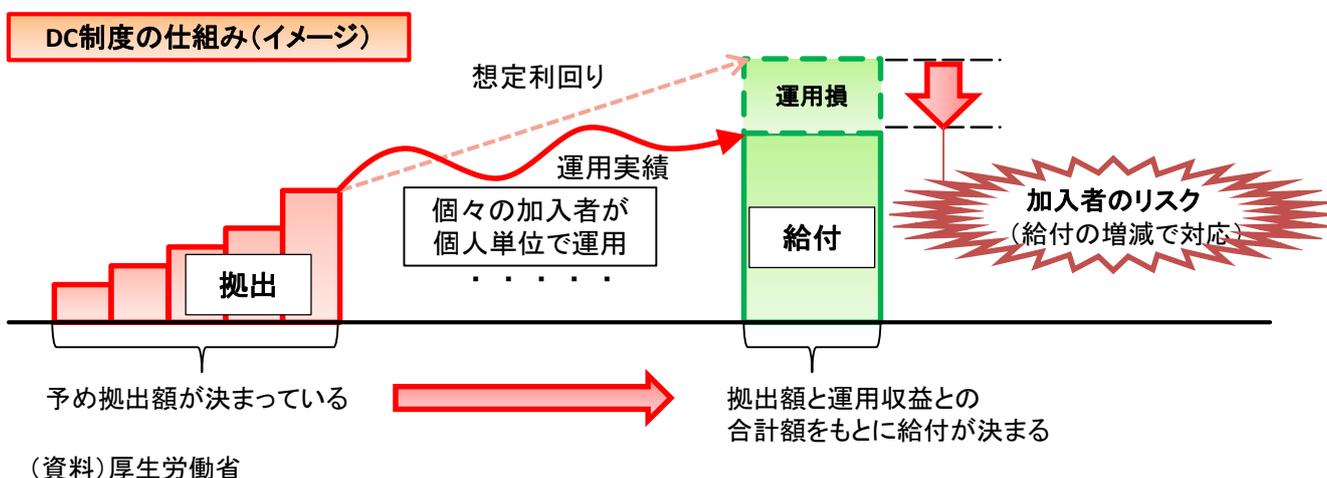
確定給付企業年金 (DB) の場合、予め労使合意により年金の給付額が決まっており、その給付額を達成するために予定利率を加味して逆算し、拠出額を決定して積立を行う。運用実績が予定利率を下回り、積立不足が発生した場合、事業主が不足額を埋め合わせる必要がある。積立不足に陥る要因としては、運用で利益を得られない場合の他にも、平均寿命の伸びによる給付額増加や、給与額が伸びなかったことによる掛金収入の減少等も挙げられる。そのため、予定利率通りに運用を行うことは非常に難しく、運用リスクと運用実務の負担を避けるために、確定給付企業年金 (DB) から企業型確定拠出年金 (企業型 DC) へ移行する企業も見られ始めている。



(資料)厚生労働省

一方企業型確定拠出年金 (企業型 DC) の場合、予め決まっているのは年金の給付額ではなく拠出額であり、年金の給付額は運用実績に応じて変動する。運用を行うのは加入者個人であり、運用次第で想定利回りを上回ることも下回ることもあり得る。例えば運用実績が想定利回りを下回った場合でも、事業主は差額を補填する必要はない。加入者は、月々の掛金を % 単位で運営管理機関が用意する運用商品に振り分ける、という方法で運

用を行う。運用商品は複数用意されるが、それらは全てリスクの高さに応じて「元本確保型」と「投資信託」の2種類に分類される。運用商品は最低3種類を選択しなければならない、選定する運用商品の中には必ず元本確保型の商品を含めないといけない、という条件がある。選択する商品の変更はいつでも行うことができるが、スタート時に元本確保型の商品のみを選択する加入者が多く、加入者の運用への関心が薄いと、スタート時に商品を選択した後は商品の変更を全く行わないというケースが多い。企業型確定拠出年金（企業型 DC）は、年金の給付額>拠出額となるような想定のもとで導入されるが、その想定は投資信託の商品の選択を前提としている場合が多い。元本確保型商品のみを選択していると、年金の給付額が想定通りに増えず、また、物価の上昇などに対応できない可能性もあることなどから、事業主が加入者へより効果的な投資教育を行っていくことが求められる（事業主による継続的な投資教育は法律上の義務）。また、元本確保型から投資信託へ誘導するために、企業によっては投資信託商品をデフォルトで設定する、という動きも出てきている。

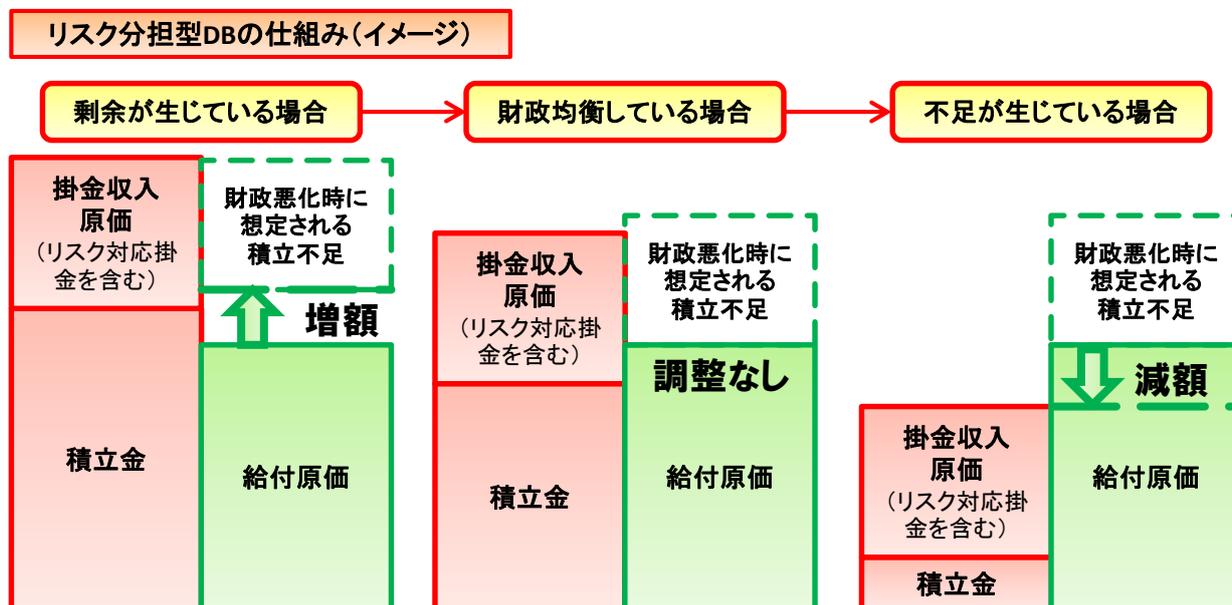


リスク分担型 DB（仮称）の仕組み

今回新たに仕組みが提示されたリスク分担型 DB（仮称）は、運用リスクを事業主と加入者で分担するという意味では、確定給付企業年金（DB）と企業型確定拠出年金（企業型 DC）の中間に位置する仕組みである。リスク分担型 DB（仮称）は「日本再興戦略」改訂 2015 において、「企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする処置について検討し、本年中に結論を得る」と記載されており、導入へ向けた対応が急がれている。

事業者と加入者間でのリスク分担は、次ページの図のような仕組みで行われる。事業主は予め、財政悪化による将来の積立不足に対応するために、積立金とは別に「リスク対応掛金」を拠出する。実際に積立不足が発生した際は、リスク対応掛金部分の積立の範囲内で積立不足部分を補填するが、それでも積立不足が発生した場合は、給付額を減額する、というものである。リスク分担型 DB（仮称）で予め決定されているのはリスク対応掛金と拠出額であり、それぞれ労使の合意によって決められる。リスク対応掛金を設定する際には、財政悪化時に想定される積立不足をどれだけ見積もるかが重要であるが、社会保障審議会企業年金部会では 20 年に一度の損失にも耐えうる基準が必要であるとしているものの、具体的なルールについては検討段階である（現行の制度では、積立不足が生じた際に最大 20 年で償却することとされている）。リスク分担型 DB（仮称）は、現行の確定給付企業年金（DB）からの移行も想定されているが、その場合年金の給付額が減額され

てしまう可能性もあり、労働組合や加入者の同意を条件とする案が提示されている。



厚生労働省が行った平成 25 年就労条件総合調査によると、企業年金を実施している企業の割合は 25.8% となっている。従業員規模別にみると、従業員が多くなるほど企業年金を実施している企業の割合は多くなるが、従業員 1,000 人以上の規模でも 27.9% の企業で企業年金は未実施である（そのうち 21.5% は年金はないが退職一時金を実施）。公的年金の役割が縮小していく中で、企業年金の果たす役割は大きくなってきているが、厚生年金基金の減少もあり、近年企業年金を実施している企業の割合が減少している。企業年金は従業員にとっては魅力的な福利厚生の制度であり、企業にとっても優秀な人材の確保という面で有効な制度である。今回の確定給付企業年金の制度整備の動きが、企業年金の普及につながるかどうか、注目したい。

以上

担当	丸紅経済研究所 エコノミスト・大津 智也	TEL : 03-3282-4019 E-mail: OTSU-T@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号 丸紅ビル12階 経済研究所	
WEB	http://www.marubeni.co.jp/research/index.html	

(注記)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・ 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。